

（令和４年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」）
「ベトナム人元技能実習生等と日系企業等を繋ぐ人材マッチングプラットフォーム実現可能性調査事業」に係る公募について

1. 事業趣旨・目的

ベトナムは技能実習生※¹の最大の送出国であり、毎年日本に10万人前後の技能実習生が派遣されているが、日本での居住経験を踏まえたコミュニケーション能力や礼儀作法、規則を守る姿勢が、元技能実習生の採用経験のある現地の日系企業※²から高い評価を得ており、かつ日本語能力試験や技能検定で一定以上の資格を有する元技能実習生等は、多数の日系企業にとって即戦力になり得る魅力的な人材であると認識されている。

他方、足下では帰国した元技能実習生のフォローアップが十分になされていないため、日系企業全体が元技能実習生を体系立てて有効活用することができず、産業競争力を維持・強化する機会を逸しているとの課題がある。

こうした課題を解決すべく、帰国したベトナム人の元技能実習生及びベトナム人留学経験者など（以下、「元技能実習生等」という）と日系企業をマッチングするプラットフォーム（アプリ等）を構築等し、元技能実習生等のプレミアム価値を顕在化させ、日系企業への現地での就職を促進することが、日系企業の産業競争力を維持・強化する機会を最大化させ、結果として日本企業への裨益に繋げることが可能になるという仮説の下、日アセアン経済産業協力委員会事務局（以下、「AMEICC事務局」という。）は、「ベトナム人元技能実習生等と日系企業等を繋ぐ人材マッチングプラットフォーム実現可能性調査事業」を実施する。

本事業を通じて、就業機会をベトナムで求める元技能実習生等と、現地で優秀な人材を求める日系企業の人材マッチングをビジネスとして持続可能にする、人材マッチングプラットフォーム構築の実現可能性を調査する。なお、本調査結果を踏まえて、ASEAN他地域への横展開の可能性についても模索する。

※¹：技能実習生とは、「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」における技能実習生を指す。

※²：日系企業とは、本邦企業及び、本邦企業の資本が10%以上入った現地企業を指す。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会よりAMEICC事務局を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の（１）～（３）の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課とよく相談をした上で実施すること。

（１）アプリ等の開発

本事業の受託者は、元技能実習生等及び日系企業向けの人材マッチングアプリ等（以下、「アプリ等」という）を開発する。詳細は提案によるものとするが、元技能実習生等が日系企業に就

職することを支援する目的に合致したアプリ等とし、元技能実習生等と日系企業が直接繋がることのできる人材マッチングプラットフォームとなるように工夫すること。開発するアプリ等の仕様（アプリに搭載する機能、アプリの利用要件、セキュリティ目標、アプリの維持管理、インターフェースなどを記載したもの）を提案書に示すこと。なお、サイバーセキュリティの対策は万全を期すこと。

（２）アプリ等の運用等と人材マッチングサービスの提供

開発したアプリ等を運用し、登録した元技能実習生等と日系企業（以下、「利用者」という）に対して人材マッチングサービスを試験的に無償で提供する。OSのアップデートや利用者のニーズ等を踏まえて、随時アプリ等のバージョンアップや、不具合・バグの修正及び、機能の拡充等を行うこと。

（３）広報活動

元技能実習生等及び日系企業に広くアプリ等を利用してもらえるように、事業周知の説明会を実施するなど広報活動を効果的に行うこと。

3. 留意事項

- （１）本事業の実施にあたっては、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課ともよく連携すること。
- （２）事業の進捗状況については、原則1か月に1度はAMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。
- （３）開発中のアプリのデモンストレーション及びマッチングサービスの試験的運用に関するプレゼンテーションをAMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課から求められた場合は適宜対応すること。
- （４）利用者等の人権やプライバシーには最大限の配慮を行い、ベトナム及び日本において適用を受ける法令、規程、基準、指針等について遵守すること。

4. 成果物

- （１）以下の事項を含んだ事業報告書（日本語又は英語）：

- ・ 本事業にて構築したアプリ等やサービスの仕様・構成
- ・ 元技能実習生等の登録人数、日系企業の登録・求人件数、人材マッチング件数
- ・ ビジネス化に際しての各種課題・取組分析（技術、市場、財務等）
- ・ 実施した広報活動の内容

- （２）納品形態：電子媒体

- （３）提出期限：2025年4月7日（月）

- （４）提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して

提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① (一財) 海外産業人材育成協会
海外統括部 AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1
TEL : 03-3888-8213
- ② 経済産業省 通商政策局アジア大洋州課
東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL : 03-3501-1953

5. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任契約
- (2) 契約方法：概算契約
- (3) 採択件数：1件
- (4) 契約期間：契約日（2024年6月中を予定）より2025年3月31日までとする。
- (5) 契約金額：契約金額は、150,000USDを上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。
- (6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（米ドル建てにより銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 日本あるいはASEANに法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しない者であること。
 - ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
 - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
 - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人

- ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。(手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。)
- (7) ベトナム政府より次の 1. ～4. の全分野に関し、投資登録証明を取得し事業活動の認可を受けていること。1. 有料職業紹介、2. 人材派遣、3. ソフトウェア開発、4. E-Commerce

7. 企画競争参加意思表示及び質疑

(1) 企画競争参加意思表示

本企画競争へ参加を希望する場合は、2024 年 5 月 27 日（月）午後 3 時【必着】までに公募申請書（押印不要）を E-mail 添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限： 2024 年 5 月 27 日（月）午後 3 時【必着】

質疑受付方法： E-mail で受け付ける

質 疑 回 答： 受け付けた全ての質問については、2024 年 5 月 30 日（木）午後 4 時までに、企画競争への参加の意思表示をされた全ての方に E-mail にて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 7. の応募資格を満たしていることを確認し、2024 年 6 月 5 日（水）午後 4 時まで【必着】に、下記 9. の応募書類を AOTS の大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合（あいごう）、吉岡（よしおか）、新井（あらい） E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp
--

9. 応募書類

- (1) 公募申請書（日本語又は英語）
- (2) 企画提案書（日本語又は英語）
 - ①様式第 1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

- ②様式第2 類似業務経験
- ③様式第3 業務支援体制
- ④様式第4 作業計画・要員計画
- ⑤様式第5 受託業務費見積書

(3) 会社概要(事業概要)書(日本語又は英語)

(4) 直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)(企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出)(日本語又は英語)

(5) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書/3ヶ月以内のもの)(日本語又は英語)

日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面(本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類)を提出すること。

※ (1)、(2)は、所定の様式(当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可)。なお、(2)の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料を別紙としても良い。

10. 審査方法

(1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容(提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性)
- ・組織の経験・能力(類似業務の経験、業務実施能力)
- ・業務従事者の知識・経験(本業務分野に関する知識、業務歴)

(2) 審査結果(採択又は不採択の決定)は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

(3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)

海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上